



5年ごと利差配当付引受基準緩和型終身保険（低解約返戻金型）

目次

「ご契約のしおり（抜粋版）」……………P.1 ～ 2
「契約概要」……………P.3 ～ 4
「注意喚起情報」……………P.4 ～ 7

〔引受保険会社〕

 **朝日生命保険相互会社**

 **0120－714－532**

受付時間：月曜日～土曜日／ 9：00 ～ 17：00
（日曜日、祝日、年末年始を除きます。）

©朝日生命ホームページ <https://www.asahi-life.co.jp>

お客様の個人情報の取り扱いについて

- 保険金、年金または給付金（以下「保険金等」といいます）のご請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」に基づき、相互照会事項の全部または一部について、（一社）生命保険協会を通じて、他の各生命保険会社等に照会をなし、他の各生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の各生命保険会社等からの照会に対し、情報を提供すること（以下「相互照会」といいます）があります。相互照会される情報は以下のものに限定され、ご請求に係る傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。また、相互照会に基づき各生命保険会社等に提供された情報は、相互照会を行った各生命保険会社等によるお支払い等の判断の参考とするため利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。照会を受けた各生命保険会社等において、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実は消去されます。各生命保険会社等は「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開いたしません。
- 朝日生命が保有する相互照会事項記載の情報については、朝日生命〔朝日生命保険（相） 東京都新宿区四谷1－6－1 代表取締役社長：石島 健一郎〕が管理責任を負います。保険契約者、被保険者または保険金等受取人は、朝日生命の定める手続きに従い、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、次の（ア）～（オ）に記載の事由を理由とする場合、朝日生命の定める手続きに従い、利用または消去を求めることができます。上記各手続きの詳細については、お客様サービスセンターにお問い合わせください。
- （ア）朝日生命があらかじめ本人の同意を得ず利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱っている場合
- （イ）朝日生命が不適正な個人情報の利用・取得をしている場合
- （ウ）本人が識別される保有個人データを朝日生命が利用する必要がなくなった場合
- （エ）朝日生命が取り扱う個人データの漏えい・滅失・毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きい場合
- （オ）本人が識別される保有個人データの取り扱いにより、本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合

【相互照会事項】

次の事項が相互照会されます。ただし、契約消滅後5年を経過したご契約に係るものは除きます。

- （1）被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします）
- （2）保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日および対象となる保険事故（左記の事項は、照会を受けた日から5年以内のものとしします）
- （3）保険種類、契約成立日、復活の日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法
- 上記相互照会事項において、被保険者、保険事故、保険種類、保険契約者、死亡保険金、給付金日額、保険料とあるのは、共済契約においてはそれぞれ、被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、死亡共済金、共済金額、共済掛金と読み替えます。

- 「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、（一社）生命保険協会ホームページ（<https://www.seiho.or.jp/>）の「加盟会社」をご参照ください。

この商品に係る指定紛争解決機関は（一社）生命保険協会です。（一社）生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。（ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>）
なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っています。

ご契約のしおり (抜粋版)

これはご契約にともなう大切なことならについて記載した「ご契約のしおり」の抜粋となります。お申し込みを受け付けたのち、「ご契約のしおり・定款・約款」をお送りしますので、再度ご確認ください。「ご契約のしおり・定款・約款」はお申し付けいただければ事前に送付させていただきます。なお、「ご契約のしおり・定款・約款」につきましては、朝日生命のホームページ (https://www.asahi-life.co.jp/) にも掲載しております。

お知らせとお願い

- 保険契約締結の「媒介」と「代理」について
生命保険募集人が保険契約締結の「媒介」を行う場合は、保険契約のお申し込みに対して保険会社が承諾したときに保険契約は有効に成立します。
生命保険募集人が保険契約締結の「代理」を行う場合は、生命保険募集人が保険契約のお申し込みに対して承諾をすれば保険契約は有効に成立します。
- 生命保険募集人について
○生命保険募集人（朝日生命の担当者や代理店の担当者、電話等で対応させていただく者も含みます。以下同じ。）は、お客様と朝日生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。そのため、保険契約は、お客様からの保険契約のお申し込みに対して朝日生命が承諾したときに有効に成立します。また、ご契約の成立後に保険契約者の変更といったご契約内容の変更をする場合にも、原則としてご契約内容の変更等に対する朝日生命の承諾が必要になります。
○告知をお受けできる権利（告知受領権）は、朝日生命が有しています。生命保険募集人には告知をお受けできる権利（告知受領権）がないため、**生命保険募集人に口頭でお話ししても告知いただいたことにはなりませんので、ご注意ください。**
- クーリング・オフ制度（ご契約のお申し込みの撤回等）について
○生命保険契約は長期にわたる契約ですから、ご契約に際しては、十分ご検討ください。
○申込者または保険契約者（以下、「申込者等」といいます）は、保険契約の申込日もしくは保障内容の訂正手続日またはクーリング・オフ制度に関する事項を記載した書面（注）の交付日（書面の交付に代替する電磁的方法による提供日を含みます。）のいずれか遅い日から、その日を含めて **20日以内**であれば、書面（電磁的方法を含む）により保険契約のお申し込みの撤回または保険契約の解除（以下、「お申し込みの撤回等」といいます）をすることができます。
（注）「ご契約のしおり（ご契約のしおり（抜粋版）を含みます）」・「注意喚起情報」を指します。
○書面でお申し込みの撤回等をする場合
●お申し込みの撤回等は**書面の発信時（郵便の消印日付）に効力を生じます**ので、次の内容を記載した書面を郵便にて送付ください。

<書面に記載いただく事項> ①お申し込みの撤回等をする意思 ②申込者等の氏名（自署）・住所・電話番号 ③申込番号（「契約申込書（保険契約者様控）」の上部10桁の数字）
④保険料 ⑤取扱代理店名 ⑥申込日 ⑦申出日 ⑧返金先口座（銀行名、支店名、店番、預金種目、口座番号、口座名義人（フリガナ））
<書 面 の 郵 送 先> 〒206-8611 東京都多摩市鶴牧1-23 朝日生命 金融代理店業務グループ
※個人情報保護の観点から、封書によりお申し出ください。 ※⑧の返金先口座は、すでに保険料をお払込みいただいた場合のみご記載ください。

- 電磁的方法でお申し込みの撤回等をする場合
●朝日生命では、電磁的方法によるお申し込みの撤回等の主たる窓口として、朝日生命のホームページ (https://www.asahi-life.co.jp) に専用の受付フォームを設置しています。お申し込みの撤回等は**電磁的方法による発信時（申出日）に効力を生じます**ので、入力画面に必要事項を記入し、ご発信ください。
○お申し込みの撤回等があった場合は、申込者等に領収金額を全額お返しします。申込者等から特にお申し出のない場合は、あらかじめご指定いただいた保険料の振替口座へ返金します。なお、返金できる申込者等の口座をあらかじめご指定いただいていない場合は、返金する口座をご指定いただけます。
○朝日生命は、申込者等に対し、お申し込みの撤回等に関して損害賠償または違約金その他の金銭の支払いを請求しません。
○お申し込みの撤回等の書面（電磁的方法を含む）発信時に保険金等の支払事由が生じている場合は、お申し込みの撤回等の効力は生じません。ただし、お申し込みの撤回等の書面（電磁的方法を含む）発信時に、申込者等が保険金等の支払事由が生じていることを知っている場合を除きます。
- 現在ご契約の保険契約を解約、減額することを前提に、新たな保険契約のお申し込みをご検討されている方へ
○**一般的に次の点について、保険契約者にとって不利益となります。**
 - 多くの場合、返戻金は、お払込保険料の累計額より少ない金額となります。特に、ご契約後短期間で解約されたときの返戻金は、まったくないか、あってもごくわずかです。
 - 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失うことがあります。**○新たにお申し込みの保険契約について、被保険者の健康状態などによりお断りする場合があります。**
 - 新たにお申し込みの保険契約について、告知していただいた内容が事実と異なる場合には、保険金等をお支払いできないことがあります。
 - 新たにお申し込みの保険契約の責任開始の日からその日を含めて **3年以内**の自叙により支払事由が発生したときは、保険金等のお支払いはしません。
 - 保険料は、保険料算出利用率（予定利率）のほか、将来見込まれる死亡率等により算出しています。保険料算出利用率は、将来の運用収益を見込んであらかじめ一定の割合で割引く割引率です。現在ご契約の保険契約を解約、減額し、新たな保険契約のお申し込みをされることにより、保険料算出利用率が下がった場合には、保険種類（終身保険等）によっては保険料が引き上げられることがあります。

ご契約に際して

- 告知について
(1)告知義務について
○**保険契約者および被保険者には健康状態などについて告知をしていただく必要があります。これを告知義務といいます。**
生命保険は多数の人々が保険料を出し合うことで、相互に保障し合う制度です。そのため、健康状態の悪い方や危険度の高い職業の方などのお申し込みを無条件でお引き受けしますと、保険契約者間の保険料負担の公平性が保たれません。ご契約にあたっては、**過去の傷病歴（傷病名、治療期間等）、現在の健康状態、身体の障がい状態等**について「**告知書**」（電子機器上の告知画面）を含みます。以下、「**告知書等**」といいます）で朝日生命がおたずねすることについて、**事実をありのままに正確にもれなくお知らせ（告知）**ください。
○告知をお受けできる権利（告知受領権）は、朝日生命が有しています。生命保険募集人には告知をお受けできる権利がないため、**生命保険募集人に口頭でお話ししても告知いただいたことにはなりません**。生命保険募集人が、傷病歴や健康状態などについて事実を告知いただかないよう誘導することはありません。
○「**現在のご契約の解約、減額を前提とした新たなご契約へのご加入**」をご検討されている方は次のことにご留意ください。
一般のご契約と同様に告知義務があります。そのため「現在のご契約の解約、減額を前提とした新たなご契約へのご加入」の場合は、「新たなご契約の責任開始の時」から告知義務違反による解除の規定が適用されます。また、詐欺による契約の取り消しの規定等についても、新たなご契約の締結に際しての詐欺の行為が適用の対象となります。そのため、**告知が必要な傷病歴等がある場合は、新たなご契約のお引き受けができなかったり、その告知をしなかったために解除または取り消しとなることもあります。**
- (2)告知義務違反について
○**事実を告知しなかったり事実と違うことを告知した場合には、保険金等をお支払いできないことがあります。**
○告知いただくことがらは、告知書等に記載しています。これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知しなかったり、事実と違うことを告知した場合は、責任開始の日または復活の日から2年以内（注1）であれば、朝日生命は「**告知義務違反**」としてご契約を解除することがあります。**ご契約または特約を解除したときは、たとえ保険金等をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いしません**（注2）。
また、**保険料払込免除事由が発生していても、お払込みを免除しません**（注2）。
○ご契約または特約を解除するときは、返戻金があれば保険契約者にお支払いします。
○告知にあたり、生命保険募集人が、告知することを妨げた場合、または告知をしないことや事実でないことを告げることを勧めた場合には、朝日生命はご契約を解除することはできません。ただし、生命保険募集人のこうした行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、朝日生命が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、朝日生命はご契約または特約を解除することができます。
- ご契約または特約の解除以外にも、ご契約または特約の締結状況等により、保険金等をお支払いできないこと、または保険料のお払込みを免除できないことがあります。

（例）現在の医療水準では治癒が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往歴・現病歴について故意に告知しなかった場合など、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取り消しを理由として保険金等をお支払いできないことがあります。この場合、告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後でも取り消しとなる場合があります。また、すでにお払込みいただいた保険料は返金しません。					
（注1）責任開始の日または復活の日から2年を経過していても、保険金等の支払事由または保険料の払込免除事由が2年以内に発生していた場合は、ご契約または特約を解除することがあります。					
（注2）「保険金等の支払事由または保険料の払込免除事由の発生」と「解除の原因となった事実」の因果関係によっては、保険金等のお支払いまたは保険料のお払込みを免除することがあります。					
(3)ご契約時のほかに告知が必要な場合 ○ご契約されるときのほか、効力を失ったご契約を復活される場合にも告知が必要です。 ○告知義務違反があった場合は、その復活の日を基準にして前記と同様にご契約または特約を解除することがあります。					
2. 保障の責任開始の時について ○保険契約は、保険契約者からのお申し込みに対して朝日生命が承諾したときに有効に成立します。承諾をした場合、保障は以下の時から開始します。					
<table><tr><th>「責任開始に関する特約」を付加した場合 （第1回保険料を口座振替でお払込みいただく場合）</th><td>お申し込みと告知（診査）がともに完了した時</td></tr><tr><th>上記以外の場合</th><td>お申し込み、告知（診査）ならびに第1回保険料相当額のお払込みが完了した時*</td></tr></table>	「責任開始に関する特約」を付加した場合 （第1回保険料を口座振替でお払込みいただく場合）	お申し込みと告知（診査）がともに完了した時	上記以外の場合	お申し込み、告知（診査）ならびに第1回保険料相当額のお払込みが完了した時*	
「責任開始に関する特約」を付加した場合 （第1回保険料を口座振替でお払込みいただく場合）	お申し込みと告知（診査）がともに完了した時				
上記以外の場合	お申し込み、告知（診査）ならびに第1回保険料相当額のお払込みが完了した時*				
*第1回保険料相当額のお払込みが完了した時は次のとおりです。なお、お申込内容等の変更に伴い、後日追加で保険料のお払込みをいただいた場合でも、当初のお払込みの時とします。					
<table><tr><th>口座振込みでお払込みの場合</th><td>朝日生命所定の金融機関口座に着金した日</td></tr></table>	口座振込みでお払込みの場合	朝日生命所定の金融機関口座に着金した日			
口座振込みでお払込みの場合	朝日生命所定の金融機関口座に着金した日				

保険金等をお受け取りいただけない場合について

（保障内容につきましては、「契約概要」をご参照ください）

- 免責事由に該当した場合
○死亡保険金について
被保険者が次のいずれかによって死亡したとき

・保険契約者または死亡保険金等受取人の故意

・責任開始の日（復活の日）からその日を含めて3年以内の自殺

ただし、精神疾患などによる自殺については保険金等をお支払いする場合があります。

・戦争その他の変乱（注）

- （注）支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合には、保険金等の金額の一部または全部をお支払いします。
- 告知義務違反によりご契約が解除された場合
○「ご契約に際して」の「1.（2）告知義務違反について」をご確認ください。
 - 重大事由によりご契約が解除された場合
次のいずれかの重大事由が生じたとき
○保険契約者、被保険者（注1）または保険金等の受取人が、保険金等を詐取る目的もしくは他人に詐取させる目的で事故招致（注2）をしたとき
○保険金等の請求に関して、保険金等の受取人に詐欺行為（注2）があったとき
○他のご契約との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
○保険契約者、被保険者または保険金等の受取人が、次のいずれかに該当するとき

・暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます）に該当すると認められること
・反社会的勢力に資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
・反社会的勢力を不当に利用していると認められること
・保険契約者または保険金等の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
・その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

- 次の事由などにより、保険契約者、被保険者または保険金等の受取人に対する信頼が損なわれ、かつ、ご契約を継続することを期待しえない上記重大事由のいずれかと同等の事由があるとき
- ・ご契約に付加されている特約または他のご契約が重大事由により解除されたとき
・保険契約者、被保険者または保険金等の受取人のいずれかが他の保険会社等との間で締結したご契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

- （注1）死亡保険金の場合は、被保険者を除きます。
（注2）未遂を含みます。
- 重大事由が生じた場合、朝日生命はご契約を解除します。重大事由が生じた時からご契約の解除までの間に、保険金等の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていても、朝日生命は保険金等のお支払いおよび保険料の払込免除を行いません。すでに保険金等をお支払いしていた場合は、その返還を請求します。また、すでに保険料の払込を免除していた場合は、その保険料のお払込みを請求します。重大事由によりご契約が解除された場合で、返戻金があるときは、その返戻金を保険契約者にお支払いします。
 - 詐欺による取り消しの場合
○保険契約者または被保険者の詐欺によって朝日生命がご契約のお申し込みを承諾したとき
●詐欺によりご契約のお申し込みを承諾した場合は、朝日生命はご契約を取り消し、お払込みいただいた保険料は返還しません。
 - 不法取得目的による無効の場合
○ご契約の加入状況、ご契約成立後の保険金等の請求状況などから判断して、保険契約者が保険金等を不法に取得する目的または他人に保険金等を不法に取得させる目的でご契約を締結（または復活等）したものと認められるとき
●不法取得目的により締結（または復活）したご契約は無効とし、お払込みいただいた保険料は返還しません。
 - 第1回保険料のお払込みがないことによる無効について
○責任開始に関する特約を付加したご契約で、第1回保険料のお払込みがない場合、ご契約は無効となります。
 - ご契約が失効した場合
○「保険料のお払込みについて」の「2. 保険料払込みの猶予期間と失効について」をご確認ください。

保険料のお払込みについて

- 保険料の払込方法について
保険料の払込方法は、朝日生命が提携している金融機関等で保険契約者が指定された口座から、保険料が自動的に振り替えられる口座振替扱となります。ついては振替日の前日までにご指定の口座に保険料をお預け入れください。なお、お払込みいただいた保険料について、保険料領収証は発行しません。
●生命保険募集人がお客様から現金をお預かりすることや、朝日生命の口座以外へのお振込みをご案内することはありません。
- 保険料払込みの猶予期間と失効について
保険料は払込期月中にお払込みください。払込期月中にお払込みがない場合でも、次の猶予期間がありますが、お払込みがないまま猶予期間を過ぎ、保険料のお立替え（保険料の振替貸付）ができない場合、失効となり、ご契約の効力が失われます。
(1)年払契約の場合
払込期月の翌月1日から翌々月の契約成立日の応当日（月単位）までとなります。応当日（月単位）がない場合は、その月の末日までとします（ただし、契約成立日の応当日が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日までです）。
(2)月払契約の場合
払込期月の翌月1日から末日までとなります。
- ご契約の失効取消について
ご契約が失効となり、効力が失われた場合でも、失効した日からその日を含めて **1か月以内**に延滞保険料等のお払込みがあり、かつ、朝日生命が認めたときは、ご契約の効力が失われなかったものとして取り扱います。
●以下の場合、失効取消の取り扱いはい行いません。
 - ・保険契約者が返戻金の請求をしたとき
 - ・お立替元利合計額または契約者貸付金の元利合計額が返戻金を超過したことによりご契約の効力が失われたとき
 - ・ご契約が無効となったとき（例）「責任開始に関する特約」を付加したご契約で、第1回保険料の払込みが猶予期間までに行われなかったことによる無効
- ご契約の復活について
ご契約が失効となり効力を失った場合でも、ご契約の復活ができます。失効した日からその日を含めて**3か月以内**なら朝日生命の定めるお手続きをとっていただき、ご契約の復活をお申し込みすることができます。この場合には、復活に伴う所定の金額のお払込みに先立って、あらためて告知をしていただきます。なお、被保険者の健康状態などによっては、ご契約の復活をお断りすることがあります。朝日生命が復活のお申し込みを承諾したときは、その承諾した日を含む月の翌月末日までに所定の金額をお払込みいただけます。このお払込みのあった時からご契約は効力を復活するものとし、その日を復活の日といいます。
●復活に際して告知いただいた内容が事実と異なる場合には、保険金等をお支払いできない場合があります。また、復活の日からその日を含めて3年以内に被保険者が自殺されたとき等、免責事由に該当する場合には、保険金等をお支払いできません。以下の場合、復活の取り扱いは行いません。
 - ・保険契約者が返戻金の請求をしたとき
 - ・ご契約が無効となったとき（例）「責任開始に関する特約」を付加したご契約で、第1回保険料の払込みが猶予期間までに行われなかったことによる無効
- 保険料のお払込みが不要となった場合のお取り扱いについて
○保険料の払込方法（回数）が年払のご契約（以下「年払契約」といいます）が消滅（注1）した場合、または保険料のお払込みが免除された場合で、保険料の未経過分に相当する返還金があるときは、その返還金をお支払いします。
○保険料の未経過分に相当する返還金は、すでに払い込まれた保険料（注2）のうちの、保険料のお払込みが不要となった日の翌日以後最初に到来する契約成立日の応当日（月単位）から、保険料のお払込みが不要となった日の翌日以後最初に到来する契約成立日の応当日（年単位）の前日までの月数に対応する保険料相当額となります。
（注1）ご契約の消滅、減額等を含みます。
（注2）保険料の一部のお払込みが不要となった場合は、その不要となった部分の保険料に限ります。
●保険料の払込方法（回数）が月払のご契約については、保険料の未経過分に相当する返還金のお支払いはありません。

契約概要

必ずお読みください

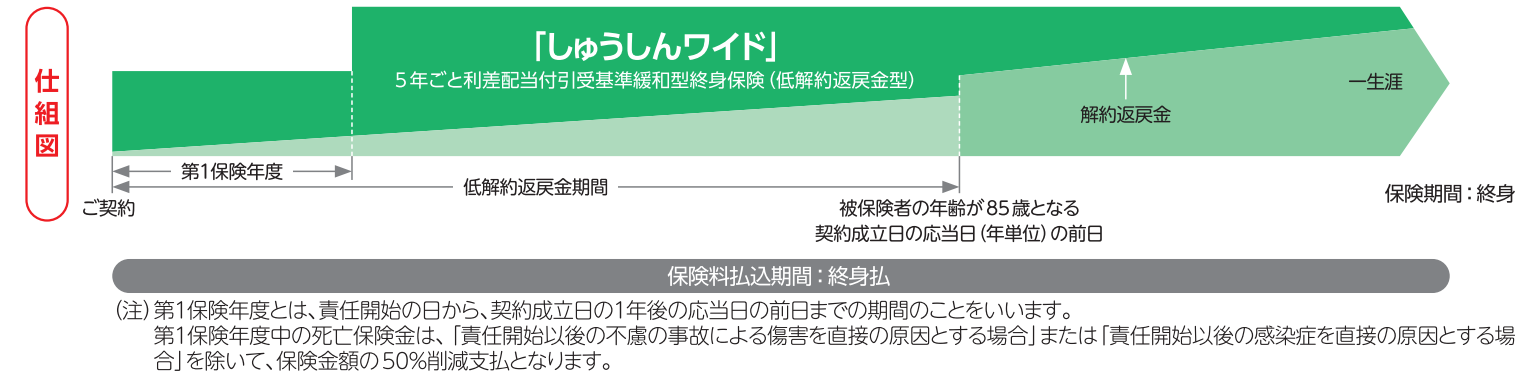
「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご留意いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了承のうえ、お申し込みください。「契約概要」に記載の支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。支払事由の詳細や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については、「ご契約のしおり-定款・約款」に記載していますのでご確認ください。なお、「ご契約のしおり-定款・約款」につきましては、朝日生命のホームページ(https://www.asahi-life.co.jp)にも掲載していますのでご確認ください。

1引受保険会社

■名称朝日生命保険相互会社
■電話お客様サービスセンター ☎0120-714-532

2商品の特徴としくみについて

■商品名称「しゅうしんワイド」
■正式名称5年ごと利差配当付引受基準緩和型終身保険(低解約返戻金型)
■特徴この保険は、被保険者が死亡された場合の一生の保障を一時金にてご準備いただける商品です。



■お取り扱い(募集代理店によって異なります)

死 亡 保 険 金 額	30歳～64歳 100万円～300万円、 65歳～79歳 50万円～300万円 ※朝日生命の同種の保障(引受基準緩和型終身保険(低解約返戻金型)、引受基準緩和型定期保険(非更新型))を通算して、1,500万円限度となります。
契 約 年 齢	30歳～79歳 ※契約年齢はご契約日における満年齢で計算しますが、1年未満の端数が6か月を超えるときは満年齢に1歳を加えます。
保 険 期 間	終身
保 険 料 払 込 期 間	終身払
保険料払込方法(回数)	口座振替払(月払・年払)

3ご契約のお引き受けについて

■告知書(電子機器上の告知画面を含みます。)の質問事項の「はい」に該当する方はお引き受けできません。
■5つの告知にすべて該当しない場合でも、ご職業、過去の契約状況等によりご加入できないことがあります。
■日本国内にお住まいの方のご契約のみ、お引き受けいたします(ご契約後の転居につきましては、国内外を問わず保障は継続します)。
■その他朝日生命の基準により、他の保険契約者との公平性を保つためご契約をお引き受けできないときがあります。

4保障内容

<5年ごと利差配当付引受基準緩和型終身保険(低解約返戻金型)>

■支払事由は以下のとおりです。くわしくは「ご契約のしおり-定款・約款」をご確認ください。

お支払いする保険金	支払事由	受取人
死亡保険金	被保険者が責任開始の時以後保険期間中に死亡したとき ※第1保険年度(責任開始の日から契約成立日の1年後の応当日の前日までの期間)中に支払事由に該当した場合の保険金は、「責任開始以後の不慮の事故による傷害を直接の原因とする場合」または「責任開始以後の感染症を直接の原因とする場合」を除いて、保険金額の50%削減支払となります。	死亡保険金受取人
・この保険は、健康上の理由(持病・既往歴)により、通常の保険にご加入いただけない方のために設計された引受基準緩和型の終身保険(低解約返戻金型)です。そのため、朝日生命の他の終身保険に比べて保険料が割高となっています。 ・健康状態によっては、当保険よりも保険料が割安な朝日生命の他の終身保険にご加入いただける場合があります。		

■保障内容に関する注意事項

- この保険には、満期保険金はありません。また、延長保険への変更、保険料払込期間の変更のお取り扱いはありません。
- この保険は、低解約返戻金期間中の解約返戻金額の水準を低く設定することで、保険料を割安にしています。
- 低解約返戻金期間は、被保険者の年齢が85歳となる契約成立日の応当日(年単位)の前日までの期間とします。
- 低解約返戻金期間経過後でも、次の場合には解約返戻金の金額を抑制します。
 - ・被保険者の年齢が85歳となる契約成立日の応当日(年単位)を含む払込期月までの保険料が払い込まれていないとき。

5特約について

引受基準緩和型終身保険(低解約返戻金型)には、リビング・ニース特約、指定代理請求特約(2016)を付加することができます。

<リビング・ニース特約>

- 被保険者の「余命が6か月以内」^(注)と判断される場合に、特約保険金受取人からのご請求により、死亡保険金の一部または全部に代えて、この特約による保険金を特約保険金受取人にお支払いする特約です。
(注)余命が6か月以内とは、日本で一般に認められた医療による治療を行っても、余命が6か月以内であることを意味します。
- 特約保険金をお支払いしたときは、指定保険金額の部分については特約保険金の請求日にさかのぼって消滅します。なお、残った部分の保障は継続します。
- リビング・ニース特約の特約保険金としてお支払いする金額は、朝日生命の定めるところにより特約保険金の請求日から6か月間の指定保険金額に対応する所定の「利息」および「保険料相当額」を、指定金額から差し引いた金額となります。
- この特約の保険料は不要です。
- この特約を解約することはできますが、返戻金はありません。
- 引受基準緩和型終身保険(低解約返戻金型)に付加した場合、第1保険年度中のご請求はお取り扱いしません。

<指定代理請求特約(2016)>

- 保険金等の受取人となる被保険者が保険金等をご請求できない事情^(注)があるときに、指定代理請求人が被保険者に代わって保険金等をご請求することができる特約です。
(注)事故や病気により意識不明の状態で意思表示ができない場合など

- 指定代理請求人に保険金等をお支払いした場合、それ以後に重複してその保険金等のご請求を受けてもお支払いしません。
- 指定代理請求人に保険金等をお支払いした場合、朝日生命は保険契約者または被保険者にその旨をご連絡いたしませんので、保険契約者または被保険者が認識しないまま、ご契約の全部または一部が消滅する場合があります。
- 保険契約者または被保険者からご契約内容について朝日生命宛にご照会を受けたときは、保険金等のお支払いをしていること、またはご契約の一部が消滅していること等を回答せざるを得ない場合があります。このため、被保険者本人がご自身の健康状態(被保険者の病名ががんであることなど)について知る可能性がありますので、お含み置ください。

6保険料について

■具体的な保険料については、商品パンフレット等をご確認ください。
■保険料の払込方法(回数)が年払のご契約が、払い込まれた保険料により保障される期間の途中で、解約等により消滅したときまたは保険料のお払込みが免除されたときに、保険料の未経過分に相当する返還金がある場合にはその返還金をお支払いします。

7社員配当金について

■社員配当金は、朝日生命の毎年決算により生じた剰余金から、保険契約者に公平に分配され、通常ご契約後6年目から5年ごとにお支払いします。
■社員配当金は、金利水準等により変動(増減)しますので、決算実績によっては社員配当金をお支払いできないことがあります。

注意喚起情報

必ずお読みください

■「注意喚起情報」は、ご契約の申し込みに際して特にご注意ください事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了承のうえ、お申し込みください。
◇以下は、お客様にとって不利益となる事項が記載されていますので、特にご注意ください。

!

6. 保険金等をお受け取りいただけない場合について
8. 現在のご契約を新たなご契約に見直す場合のご留意事項について
9. 解約と返戻金について

■ご契約の際には「ご契約のしおり-定款・約款」とあわせて内容をご確認いただいたうえ、大切に保管してください。
◇「ご契約のしおり-定款・約款」はお支払事由および制限事項の詳細など、ご契約について大切な事項や必要な保険の知識などを説明しています。

1クーリング・オフ制度(ご契約のお申し込みの撤回等)について

■申込者または保険契約者(以下、「申込者等」といいます)は、保険契約の申込日もしくは保障内容の訂正手続日またはクーリング・オフ制度に関する事項を記載した書面*の交付日(書面の交付に代替する電磁的方法による提供日を含みます。)のいずれか遅い日から、その日を含めて**20日以内**であれば、書面(電磁的方法を含む)により保険契約のお申し込みの撤回または保険契約の解除(以下、「お申し込みの撤回等」といいます)をすることができます。
* 「ご契約のしおり(ご契約のしおり(抜粋版)を含みます)」・「注意喚起情報」を指します。
■書面でお申し込みの撤回等をする場合
●お申し込みの撤回等は**書面の発信時(郵便の消印日付)に効力を生じます**ので、次の内容を記載した書面を郵便にて送付ください。

<書面に記載いただく事項>
①お申し込みの撤回等をする意思 ②申込者等の氏名(自署)・住所・電話番号 ③申込番号(「契約申込書(保険契約者様控)」の上部10桁の数字)
④保険料 ⑤取扱代理店名 ⑥申込日 ⑦申出日 ⑧返金先口座(銀行名、支店名、店番、預金種目、口座番号、口座名義人(フリガナ))

【書面の送付先】〒206-8611 東京都多摩市鶴牧1-23 朝日生命 金融代理店業務グループ

※個人情報保護の観点から、封書によりお申し出ください。

■電磁的方法でお申し込みの撤回等をする場合

- 朝日生命では、電磁的方法によるお申し込みの撤回等の主たる窓口として、朝日生命のホームページ(https://www.asahi-life.co.jp)に専用の受付フォームを設置しています。お申し込みの撤回等は**電磁的方法による発信時(申出日)に効力を生じます**ので、入力画面に必要事項を記入し、ご発信ください。

■お申し込みの撤回等があった場合は、申込者等に領収金額を全額お返しします。

2保障の責任開始の時について

■保険契約は、保険契約者からのお申し込みに対して朝日生命が承諾したときに有効に成立します。承諾をした場合、保障は以下の時から開始します。

「責任開始に関する特約」を付加した場合 (第1回保険料を口座振替でお払込みいただく場合)	お申し込みと告知(診査)がともに完了した時
上記以外の場合	お申し込み、告知(診査)ならびに第1回保険料相当額のお払込みが完了した時*

* 第1回保険料相当額のお払込みが完了した時は次のとおりです。なお、お申込内容等の変更に伴い、後日追加で保険料のお払込みをいただいた場合でも、当初のお払込みの時とします。

口座振込みでお払込みの場合	朝日生命所定の金融機関口座に着金した日
---------------	---------------------

3告知義務について

■**保険契約者や被保険者には朝日生命がおたずねする健康状態などについて告知いただく必要があります、これを告知義務といいます。**

- 生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。そのため、健康状態の悪い方や危険度の高い職業の方などのお申し込みを無条件でお引き受けしますと、保険契約者間の保険料負担の公平性が保たれません。
- ご契約にあたっては、過去の傷病歴(傷病名・治療期間等)、現在の健康状態、身体の障がい状態等について**【告知書】(電子機器上の告知画面を含みます。以下、「告知書等」といいます)で朝日生命がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ(告知)ください。**
- 告知をお受けできる権利(告知受領権)は、朝日生命が有しています。生命保険募集人(朝日生命の担当者や代理店の担当者、電話等で対応させていただく者も含みます。以下同じ。)には告知をお受けできる権利がないため、**生命保険募集人に口頭でお話ししても告知いただいたことにはなりません。**
- 告知いただいた内容が事実と違っていた場合は、保険金等をお支払いできないことがあります。**
 - 告知いただくことがらは、告知書等に記載しています。これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知しなかったり、事実と違うことを告知した場合は、責任開始の日または復活の日から2年以内*¹であれば、**朝日生命は「告知義務違反」としてご契約または特約を解除することがあります。**
◇責任開始の日または復活の日から2年を経過していても、保険金などの支払事由または保険料の払込免除事由が2年以内に発生していた場合は、**ご契約または特約を解除することがあります。**
◇**ご契約または特約を解除したときは、たとえ保険金等の支払事由が発生していても、これをお支払いできません***²。また、**保険料払込免除事由が発生していても、お払込みを免除できません***²。
◇ご契約または特約を解除するときは、返戻金があれば保険契約者にお支払いします。
◇ご契約または特約の解除以外にも、ご契約または特約の締結状況等により、保険金等をお支払いできないこと、または保険料のお払込みを免除できないことがあります。

(例) 現在の医療水準では治療が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往歴・現病歴について故意に告知しなかった場合など、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取り消しを理由として保険金等をお支払いできないことがあります。この場合、告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後でも取り消しとなる場合があります。また、すでにお払込みいただいた保険料は返金しません。

3

4

- *1 責任開始の日または復活の日から2年を経過していても、保険金等の支払事由または保険料の払込免除事由が2年以内に発生していた場合は、ご契約または特約を解除することがあります。
- *2 「保険金等の支払事由または保険料の払込免除事由の発生」と「解除の原因となった事実」の因果関係によっては、保険金等のお支払いまたは保険料のお払込みを免除することがあります。

-  ●ご契約されるときのほか、効力を失ったご契約を復活される場合にも告知が必要です。
- 告知義務違反があった場合は、その復活の日を基準にして前記と同様にご契約または特約を解除することがあります。

4 ご契約内容等の確認制度について

- ご契約のお申し込みに際し、後日、朝日生命の職員または朝日生命から委託された担当者が、**お申込内容や告知内容および重要書類の受領の確認のため、保険契約者等に電話や訪問をさせていただく場合があります。**
- 保険金などのお支払いや保険料払込免除などのご請求に際しても、朝日生命の職員または朝日生命から委託された担当者が、**保険金などをお支払いするための確認・照会に、保険契約者等や医療機関・公的機関等を訪問させていただく場合があります。**

5 生命保険募集人について

- 生命保険募集人は、お客様と朝日生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。そのため、保険契約は、お客様からの保険契約のお申し込みに対して朝日生命が承諾したときに有効に成立します。生命保険募集人に関するお問い合わせは、以下までご連絡ください。

朝日生命 お客様サービスセンター ☎ 0120-714-532

6 保険金等をお受け取りいただけない場合について

次のような場合には、保険金等をお受け取りいただけません。

- 告知義務違反により解除となった場合
- 保険金等を詐取する目的で事故を起こしたときや、保険契約者、被保険者または保険金等受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど重大事由により契約(特約)が解除された場合
- 保険料のお払込みがなくご契約が失効した場合
- 詐欺によりご契約が取り消しとなった場合
- 保険金等の不法取得目的があってご契約が無効となった場合
- 保険契約者・受取人などの故意により保険金の支払事由が生じた場合
- 責任開始の日または復活の日から3年以内の自殺の場合
- 戦争その他の変乱により保険金の支払事由が生じた場合

7 保険料払込みの猶予期間と失効、失効取消、復活について

- 保険料は払込期月中にお払込みください。払込期月中にお払込みがない場合でも、次の猶予期間がありますが、お払込みがないまま猶予期間を過ぎ、保険料のお立替え(保険料の振替交付)ができない場合、失効となり、ご契約の効力が失われます。

- (1) 年払の場合
- 払込期月の翌月1日から翌々月の契約成立日の応当日(月単位)までとなります。応当日(月単位)がない場合は、その月の末日までとします(ただし、契約成立日の応当日が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日までです)。
- (2) 月払の場合
- 払込期月の翌月1日から末日までとなります。

- ご契約が失効となり、効力が失われた場合でも、失効した日からその日を含めて1か月以内に延滞保険料等のお払込みがあり、かつ、朝日生命が認めたときは、ご契約の効力が失われなかったものとして取り扱います。
- ご契約が失効となり、効力が失われた場合でも、失効した日からその日を含めて3か月以内なら、朝日生命の定めるお手続きを取っていただき、ご契約の復活をお申し込みすることがあります。この場合には、復活に伴う所定の金額のお払込みに先立って、あらためて告知をしていただきます。なお、被保険者の健康状態によっては、ご契約の復活をお断りすることがあります。

8 現在のご契約を新たなご契約に見直す場合のご留意事項について

一般的に次の点について、保険契約者にとって不利益となります。

- 多くの場合、返戻金は、お払込保険料の累計額より少ない金額となります。特に、ご契約後短期間で解約された場合の返戻金は、まったくないか、あってもごくわずかです。また、新たにお申し込みの契約の責任開始の日からその日を含めて3年以内の自殺により支払事由が発生したときは、保険金等のお支払いはいたしません。
- 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失うことがあります。
- 新たにお申し込みの保険契約について、被保険者の健康状態等によりお断りする場合があります。
- 新たにお申し込みの保険契約について、告知した内容が事実と異なる場合には、保険金等をお支払いできないことがあります。
- 保険料は、保険料算出利用率(予定利率)のほか、将来見込まれる死亡率等により算出しています。保険料算出利用率は、将来の運用収益を見込んであらかじめ一定の割合で割り引き割引率です。現在ご契約の保険契約を解約、減額し、新たなご契約のお申し込みをされることにより、保険料算出利用率が下がったときは、保険種類(終身保険等)によっては保険料が引き上げられることがあります。

9 解約と返戻金について

- ご契約の解約はいつでもお取り扱いできますが、以後の保障はなくなります。
- この保険は、低解約返戻金期間中の解約返戻金額の水準を低く設定することで、保険料を割安にしています。
- 低解約返戻金期間は、被保険者の年齢が85歳となる契約成立日の応当日(年単位)の前日までの期間とします。
- 低解約返戻金期間経過後でも、次の場合には解約返戻金の金額を抑制します。
- 被保険者の年齢が85歳となる契約成立日の応当日(年単位)を含む払込期月までの保険料が払い込まれていないとき。

10 相互会社の社員の権利について

- 朝日生命は、ご契約者が社員となり(無配当保険のみのご契約者となられた場合を除く)、会社を構成する相互会社です。
- 朝日生命は、保険業法に基づき、意思決定機関として「総代会」を設置しています。
- 社員の権利には、社員の代表たる総代を選出する社員投票の権利などがあります。

11 生命保険契約者保護機構について

- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、保険業法等法令に定める手続きを経たうえで、ご契約時にお約束した保険金額等が削減されることがあります。
- 朝日生命は生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。ただし、この場合にも、ご契約時の保険金額などが削減されることがあります。
- 詳細については、生命保険契約者保護機構[TEL 03-3286-2820]までお問い合わせください。
- 月曜日～土曜日(祝日、年末年始を除きます。) 午前9時～正午、午後1時～午後5時 ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

12 保険金等のお支払いに関する手続き等の留意事項について

- 保険金等の支払事由が生じた場合やお支払いの可能性があるとと思われる場合、お支払いに関する手続等でご不明な点が生じた場合は、すみやかにお客様サービスセンターまでお問い合わせください。**
- 支払事由、ご請求手続き、保険金等をお受け取りいただける場合、お受け取りいただけない場合は、「ご契約のしおり-定款・約款」に記載しておりますので、ご確認ください。
- 保険金等の支払事由が生じたときは、ご加入内容によっては、複数の保険金等の支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。
- 「指定代理請求特約(2016)」を付加されますと被保険者が受取人となる保険金等について、受取人がご請求できない事情があるときは、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代理請求人がご請求することができます。くわしくは「ご契約のしおり-定款・約款」をご確認ください。
- 「指定代理請求特約(2016)」を付加されたときは、指定代理請求人に支払事由および代理請求できる旨をお伝えください。

お客様の個人情報の取り扱いについて

1. 朝日生命における個人情報の利用目的について
- 保険契約等申し込みに際して、お客様からいただいた個人情報は、以下の目的で利用させていただきます。
- 朝日生命の保険契約のお引き受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
 - 朝日生命または関連会社・提携会社の各種保険商品・金融商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
 - 朝日生命の業務の情報提供・運営管理、市場調査、商品・サービスの開発・研究
- ※朝日生命の個人情報のお取り扱いにつきましては、朝日生命ホームページ(<https://www.asahi-life.co.jp>)にも掲載しておりますので併せてご確認ください。
2. 朝日生命における機微(センシティブ)情報の取り扱いについて
- 被保険者等の身体、健康情報に関する保健医療等の情報は、保険業法施行規則により利用目的が限定されており、朝日生命業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的のために取得、利用させていただきます。
3. 契約内容登録制度・契約内容照会制度・支払査定時照会制度について
- 朝日生命は、生命保険制度が健全に運営され、保険金および入院給付金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、「契約内容登録制度」、「契約内容照会制度」および「支払査定時照会制度」に基づき、以下の通り、朝日生命の保険契約等に関する所定の情報を特定の者と共同して利用しております。
- (1) 契約内容登録制度・契約内容照会制度について
- お客様のご契約内容が登録されることがあります。
- 朝日生命は、(一社)生命保険協会、(一社)生命保険協会加盟の他の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会(以下「各生命保険会社等」といいます)とともに、保険契約もしくは共済契約または特約付加(以下「保険契約等」といいます)のお引き受けの判断あるいは保険金、給付金もしくは共済金等(以下「保険金等」といいます)のお支払いの判断の参考とすることを目的として、「契約内容登録制度」(全国共済農業協同組合連合会との間では「契約内容照会制度」といいます)に基づき、朝日生命の保険契約等に関する以下の登録事項を共同して利用しております。
- 保険契約等のお申し込みがあった場合、朝日生命は、(一社)生命保険協会に、保険契約等に関する以下の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、保険契約等をお引き受けできなかったときは、その登録事項は消去されます。(一社)生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について保険契約等のお申し込みがあった場合または保険金等のご請求があった場合、(一社)生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、保険契約等のお引き受けまたはこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とさせていただくために利用されることがあります。なお、登録の期間、お引き受けおよびお支払いの判断の参考とさせていただく期間は、契約成立日、復活の日、復旧の日、増額の日または特約の中途付加の日(以下「契約成立日等」といいます)から5年間(被保険者が15歳未満の保険契約等については、「契約成立日等から5年間」と「契約成立日等から被保険者が15歳に到達するまでの期間」のいずれか長い期間)とします。各生命保険会社等ははこの制度により知り得た内容を、保険契約等のお引き受けおよびこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とする以外に用いることはありません。また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開いたしません。
- 朝日生命の保険契約等に関する登録事項については、朝日生命[朝日生命保険(相) 東京都新宿区四谷1-6-1 代表取締役社長：石島 健一郎]が管理責任を負います。保険契約者または被保険者は、朝日生命の定める手続きに従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、次の(ア)～(オ)に記載の事由を理由とする場合、朝日生命の定める手続きに従い、利用または消去を求めることができます。上記各手続きの詳細については、お客様サービスセンターにお問い合わせください。
- (ア) 朝日生命があらかじめ本人の同意を得ず利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱っている場合
- (イ) 朝日生命が不適正な個人情報の利用・取得をしている場合
- (ウ) 本人が識別される保有個人データを朝日生命が利用する必要がなくなった場合
- (エ) 朝日生命が取り扱う個人データの漏えい・滅失・毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きい場合
- (オ) 本人が識別される保有個人データの取り扱いにより、本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合

【登録事項】

2024年3月31日以前の登録事項

- (1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所(市・区・郡までとします)
- (2) 死亡保険金額(死亡給付金額)および災害死亡保険金額
- (3) 入院給付金の種類および日額
- (4) 契約成立日、復活の日、復旧の日、増額の日および特約の中途付加の日
- (5) 取扱会社名

2024年4月1日以降の登録事項

- (1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所(市・区・郡までとします)
- (2) 普通死亡保険金の金額
- (3) 入院給付金の種類および入院給付金の日額または入院給付金の一時金額
- (4) 災害死亡保険金の金額
- (5) がん給付金の一時金額
- (6) 就業不能保障給付金の月額
- (7) 先進医療保障給付の件数
- (8) 契約成立日、復活の日、復旧の日、増額の日および特約の中途付加の日
- (9) 取扱会社名

※2024年4月1日以降に復活、復旧、増額または特約の中途付加、内容変更のお申し込みがあった場合、お申し込みの対象となる保険契約記号番号に紐づくすべての主契約・特約のうち、上記(2)～(7)に該当する主契約・特約が登録対象となります。

その他、正確な情報の把握のため、ご契約およびお申し込みの状態に関して相互に照会することがあります。

- 「契約内容登録制度・契約内容照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、(一社)生命保険協会ホームページ(<https://www.seiho.or.jp/>)の「加盟会社」をご参照ください。
- (2) 支払査定時照会制度について
- 保険金等のご請求に際し、お客様のご契約内容等を照会させていただくことがあります。
- 朝日生命は、(一社)生命保険協会、(一社)生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会(以下「各生命保険会社等」といいます)とともに、お支払いの判断または保険契約もしくは共済契約等(以下「保険契約等」といいます)の解除、取消しもしくは無効の判断(以下「お支払い等の判断」といいます)の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」に基づき、朝日生命を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する次頁の相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。